

長崎県告示第550号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和8年9月29日

長崎県知事 平田 研

1 調達する特定役務の種類

調達する業務名は、次のとおりとする。

長崎県県南振興局複写サービス等提供業務

(1) 複写サービスの提供（複合機の賃貸借、保守点検及び消耗品供給業務）

ア デジタルフルカラー複合機 モノクロ毎分70枚機以上、カラー毎分70枚機以上 10台

月予定枚数 モノクロ20,700枚、カラー7,400枚、2色印刷1,000枚

イ デジタルフルカラー複合機 モノクロ毎分55枚機以上、カラー毎分55枚機以上 7台

月予定枚数 モノクロ14,400枚、カラー3,100枚、2色印刷400枚

ウ デジタルモノクロ複合機 毎分55枚機以上 2台

月予定枚数 モノクロ16,000枚

(2) (1)の機器の運用に必要なとなるソフトウェアの賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置又は指名除外の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

(5) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 競争入札参加者の資格要件

長崎県県南振興局複写サービス等提供業務仕様書に示す要件を満たすこと。

4 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア 年間売上高

イ 営業年数

ウ 従業員数

エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）

オ 3で示す資格要件

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和8年10月22日（木）までの間（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 営業概要書
- ウ 委任状
- エ 法人にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- オ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- カ 法人にあつては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- キ 個人にあつては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ク 県税に関し未納がないことを証する証明書
- ケ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- コ 印鑑届（様式第3号）
- サ 口座振替申込書（様式第4号）
- シ 仕様確認書（別途入札説明書に定める別記様式1）
- ※ ウについては、権限を支社（店）長等に委任する場合に提出すること。
- ※ エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日より3月以内に発行されたもの（カ及びキを除く。）に限る。
- ※ 物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和8年9月1日現在で有している者は、イ、エ、オ、カ、キ及びサの書類の添付を省略することができる。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒854-0071 諫早市永昌東町25-8
（名称）長崎県県央振興局管理部総務課経理班
（電話）0957-22-0010
（FAX）0957-23-6035

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年3月31日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 使用印鑑
- (5) 委任事項
- (6) 電話番号

9 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(4)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。